

令和5年第3回

印西市教育委員会定例会会議録

令和5年3月23日（木）

令和5年第3回印西市教育委員会定例会会議録

日時：令和5年3月23日(木)午後1時30分

場所：印西市役所4階 41会議室

1. 開 会
2. 開 議
3. 議事日程の報告

(議事日程)

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 教育長報告
- 日程第 4 報告第1号  
印西市いじめ防止基本方針の改定について
- 日程第 5 議案第1号  
令和4年度末教職員人事の内申について
- 日程第 6 議案第2号  
印西市職員の定年引上げ等に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について
- 日程第 7 議案第3号  
印西市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 8 議案第4号  
印西市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について
- 日程第 9 議案第5号  
印西市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について
- 日程第10 議案第6号  
印西市文化ホール事業基金条例施行規則を廃止する規則の制定について
- 日程第11 議案第7号  
印西市青少年問題協議会委員の任命について
- 日程第12 議案第8号  
印西市立小学校及び中学校の学校医の委嘱について
- 日程第13 議案第9号  
印西市立小学校及び中学校の学校薬剤師の委嘱について
- 日程第14 議案第10号  
印西市社会教育委員の委嘱について
- 日程第15 議案第11号  
印西市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 日程第16 議案第12号  
印西市文化財審議会委員の委嘱について
- 日程第17 議案第13号  
令和5年度印西市の教育施策について
- 日程第18 議案第14号

印西市立中学校の学校歯科医の委嘱について

日程第19 その他

4. 閉 議

5. 閉 会

教育長及び出席委員(4名)

	教 育 長	大 木	弘
1 番	教育長職務代理者	寺 田	充 良
2 番	委 員	鈴 木	裕 枝
3 番	委 員	栃 尾	知 子

欠席委員(なし)

説明のため出席した職員(6名)

教 育 部 長	土 屋	茂 巳
教 育 部 副 参 事 (教育総務課長事務取扱)	伊 藤	章
学 務 課 長	佐 久 間	庸 夫
指 導 課 長	石 川	真 樹 子
学 校 給 食 課 長	海 老 原	裕 之
生 涯 学 習 課 長	鈴 木	圭 一

職務のため出席した職員(3名)

教 育 総 務 課 課 長 補 佐	秋 本	康 一
教 育 総 務 課 総 務 係 係 長	荒 川	由 弥
教 育 総 務 課 総 務 係 主 査	石 原	祐 之

(13時30分)

(開会の宣告)

教 育 長

ただいまより令和5年第3回印西市教育委員会定例会を開会いたします。

(出席者の報告)

教 育 長

本定例会の出席職員につきましては、印西市教育委員会会議規則第14条の規定により、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、学校給食課長、生涯学習課長、教育総務課職員です。

(開議の宣告)

教 育 長  
(議事日程の報告)

それでは、これより開議いたします。

教 育 長

本日の議事日程については、お手元にお配りしたとおりです。  
ご了承願います。

(会議の非公開、日程の変更)

教 育 長

会議の公開について伺います。

日程第5 議案第1号 令和4年度末教職員人事の内申につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び第8項並びに印西市教育委員会会議規則第12条第1項の規定に該当することから、会議を非公開とすることを提案いたしますが、ご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし

教 育 長

異議なしと認めます。

それでは、日程第5 議案第1号は非公開といたします。

また、当該議案につきましては傍聴人等にご退席願いますことから、印西市教育委員会会議規則第10条に基づき、議事日程の順序を変更することとし、日程第19 その他の後に繰り下げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし

教 育 長

異議なしと認めます。

議事日程については、そのようにさせていただきます。

(会議録署名委員の指名)

教 育 長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、3番、栃尾委員を指名します。

(会期の決定)

教 育 長

日程第2 会期の決定を行います。

本定例会の会期は、会議規則第4条の規定により、本日1日とします。

(教育長報告)

教 育 長

日程第3 教育長報告を行います。

経過報告からお願いいたします。

2月24日金曜日、第23回新型コロナウイルス対策本部会議が市役所で開催され、出席をいたしました。

28日火曜日、第11回市教頭会議が教育センターであり、出席をいたしました。

3月に入りまして3日金曜日、ケーブルネット296放送番組審議会があり、出席をいたしました。

10日金曜日、市内中学校の卒業証書授与式が市内9校で挙行されました。委員の皆様にもご臨席を賜りましてありがとうございました。

16日木曜日、第8回学校適正配置審議会が市役所であり、出席をいた

しました。昨年度から学校適正配置についての諮問をして審議をしていただいております、ようやく答申を頂くことができました。

17日金曜日、市内小学校18校で卒業証書授与式が挙行されました。委員の皆様にもご臨席をいただきました。ありがとうございました。

同日、午後になりますが、印西ライオンズクラブよりランドセルカバーの寄贈式が市役所であり、出席をいたしました。

18日土曜日、印西市民アカデミー卒業式・修了式が文化ホールであり、出席をいたしました。

20日月曜日、印旛郡市文化財センター第117回理事会が佐倉市であり、出席をしております。

21日火曜日、第2回印西音楽祭が文化ホールで開催され、出席をしております。印西音楽協会主催で教育委員会が後援の事業でございます、大変な盛況ぶりでございます。

23日木曜日、令和5年第3回教育委員会定例会が市役所で現在、開催されております。

行事予定でございます。

3月28日火曜日、令和4年度末教職員辞令交付式が多古町であり、出席する予定です。

同日午後になりますが、令和4年度末教職員人事異動に伴う辞令伝達式が文化ホールで開催されます。委員の皆様にもご臨席をいただければと思います。

31日金曜日、退職者辞令交付式が市役所であり、出席をする予定です。

4月に入りまして、3日月曜日、人事異動辞令交付式が市役所で挙行されます。

7日金曜日、第1回印教連定例常任委員会が佐倉市で開催される予定でございます。それに引き続いて、第1回印旛地区教育長会議が同会場で開催される予定です。

10日月曜日、第1回目となる市校長会議が教育センターで開催されます。

11日火曜日、市内中学校の入学式が挙行されます。委員の皆様にもご臨席を賜りたいと思います。

12日水曜日、市内小学校の入学式が挙行されますので、委員の皆様にもご臨席を賜ればと思います。

13日木曜日、市の政策調整会議が開催され、出席する予定です。

同日、市教頭会議が文化ホールで開催されます。それに引き続いて、家庭教育学級主事会議が文化ホールで開催されます。

16日日曜日、印西市民アカデミーの入学式が文化ホールで挙行され、出席をする予定です。

17日月曜日、印教連の定期総会が成田市で開催されます。コロナ禍で

しばらく開催できておりませんでした。来年度については開催の予定でございます。

18日火曜日、千葉県都市教育長協議会定期総会及び研修会が千葉市であり、出席をする予定です。

20日木曜日、令和5年第4回教育委員会定例会が市役所で開催される予定でございます。

以上、教育長報告ですが、何かご質問等がございましたらお願いします。

各 委 員  
教 育 長

なし

それでは、以上で教育長報告を終わります。

ここからの議事進行については、教育委員会会議規則第26条の2の規定により、寺田教育長職務代理者をお願いをいたします。

職 務 代 理 者

それでは、これより議事の進行を行わせていただきます。

議事日程の順序に変更がありましたので、日程第5 議案第1号については日程第19の後に行います。

(報告第1号)

職 務 代 理 者

日程第4 報告第1号 印西市いじめ防止基本方針の改定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

指 導 課 長

報告第1号 印西市いじめ防止基本方針の改定について。

印西市いじめ防止基本方針を改定したので、別紙のとおり報告する。

令和5年3月23日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

ご説明いたします。

令和5年第1回市議会定例会において、印西市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の制定が可決され、令和5年4月1日から施行することを受け、印西市いじめ防止基本方針を改定するものでございます。

新旧対照表の5ページをご覧ください。

第2章いじめ防止等のための対策の内容に関する事項、1、市及び市教育委員会が実施する取組、(2)「印西市いじめ問題対策連絡協議会等条例」の制定、①印西市いじめ問題対策連絡協議会につきましては、新設となります。②印西市いじめ防止対策委員会につきましては、印西市いじめ防止対策拡大委員会から名称を改めております。③印西市いじめ問題再調査委員会につきましては、新設でございます。

なお、5ページの旧の表中の最終行にあります(2)いじめ防止対策委員会につきましては、名称をいじめ防止対策会議に改め、新の表中7ページの中段下⑤に明記しております。

その他、表記の統一や、国や県から以前に改定があったときの記載漏

	<p>れの部分について改めております。</p> <p>最終改定は令和5年3月でございます。</p> <p>説明は以上です。</p>
職務代理者	<p>ありがとうございます。</p> <p>これから質疑を行います。質疑はありませんか。</p>
各委員	<p>なし</p>
職務代理者	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>以上、報告第1号を終わります。</p>
(議案第2号)	
職務代理者	<p>日程第6 議案第2号 印西市職員の定年引上げ等に伴う関係規則の整理に関する規則の制定についてを議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>教育総務課長。</p>
教育総務課長	<p>議案第2号 印西市職員の定年引上げ等に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について。</p> <p>印西市職員の定年引上げ等に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように制定する。</p> <p>令和5年3月23日提出。</p> <p>印西市教育委員会教育長、大木 弘。</p> <p>それでは、審議資料に基づきましてご説明させていただきます。</p> <p>制定の要旨でございますが、次に掲げる規則について、印西市職員の定年引上げ等に伴う整理を行うものでございます。</p> <p>(1)印西市学校給食センターの管理及び運営に関する規則。</p> <p>(2)印西市立公民館の管理及び運営に関する規則。</p> <p>(3)印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則。</p> <p>(4)印西市立図書館設置条例施行規則。</p> <p>(5)印西市立印旛歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則。</p> <p>(6)印西市立木下交流の杜歴史資料センターの設置及び管理に関する条例施行規則でございます。</p> <p>次に、制定の理由でございますが、地方公務員法の一部を改正する法律による印西市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の施行に伴うものでございます。</p> <p>次に、施行期日は令和5年4月1日といたします。</p> <p>説明につきましては以上でございます。</p>
職務代理者	<p>これから質疑を行います。質疑はありませんか。</p>
各委員	<p>なし</p>
職務代理者	<p>質疑なしと認めます。</p>

各 委 員  
職 務 代 理 者

議案第2号について採決します。  
お諮りいたします。  
議案第2号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
異議なし  
異議なしと認めます。  
したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

(議案第3号)  
職 務 代 理 者

日程第7 議案第3号 印西市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

学 務 課 長

提案理由の説明を求めます。  
学務課長。  
議案第3号 印西市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について。  
印西市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年3月23日提出。  
印西市教育委員会教育長、大木 弘。  
それではご説明いたします。  
議案第3号審議資料をご覧ください。  
まず、改正の趣旨としましては、第37条第2項に次のただし書きを加えるものでございます。  
ただし、サービス管理システムを使用することのできる職員においては、自らサービス管理システムに出勤の記録をしなければならないものとする。別記第10号様式を改めるものでございます。  
次に、改正の理由としましては、職員が出勤した場合の出勤簿への押印に代わり、サービス管理システムによる出勤の記録に変更するため、所要の改正を行うものでございます。

職 務 代 理 者  
各 委 員  
職 務 代 理 者

施行期日は令和5年4月1日でございます。  
説明は以上でございます。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。  
なし  
質疑なしと認めます。  
議案第3号について採決します。  
お諮りいたします。  
議案第3号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

各 委 員  
職 務 代 理 者

異議なし  
異議なしと認めます。  
したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

(議案第4号)  
職 務 代 理 者

日程第8 議案第4号 印西市教育委員会職員サービス規程の一部を改正す



る訓令の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

議案第4号 印西市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について。

印西市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

令和5年3月23日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

それでは、審議資料に基づきましてご説明させていただきます。

改正の要旨でございますが、第5条中「ときは、」の次に「自ら服務管理システムに出勤の記録をしなければならない。ただし、服務管理システムを使用することのできない職員は、」を加えるものでございます。

次に、改正の理由でございますが、職員が出勤した場合の出勤簿への押印に代わり、服務管理システムによる出勤の記録に変更するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、施行期日は令和5年4月1日といたします。

説明につきましては以上でございます。

職務代理者  
各委員  
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第4号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第4号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

各委員  
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

(議案第5号)  
職務代理者

日程第9 議案第5号 印西市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

学務課長

議案第5号 印西市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について。

印西市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

令和5年3月23日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

それでは、説明いたします。

議案第5号審議資料をご覧ください。

まず、改正の要旨でございますが、第5条第1項に次のただし書を加えるものでございます。

ただし、次の各号に該当する者は、この限りではない。(1)幼稚園職員、(2)自ら市のサービス管理システムに出勤の記録を入力することのできる職員を加えるものでございます。

次に、改正の理由としましては、職員が出勤した場合の出勤簿への押印に代わり、サービス管理システムによる出勤簿の記録に変更するため、所要の改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、令和5年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

職務代理者  
各委員  
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第5号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第5号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

各委員  
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

(議案第6号)  
職務代理者

日程第10 議案第6号 印西市文化ホール事業基金条例施行規則を廃止する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第6号 印西市文化ホール事業基金条例施行規則を廃止する規則の制定について。

印西市文化ホール事業基金条例施行規則を廃止する規則を次のように制定する。

令和5年3月23日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

それでは、ご説明いたします。

審議資料の6-1ページをご覧ください。

廃止の理由でございますが、令和5年4月1日より、印西市文化ホールの管理運営を指定管理者に移行することに伴い、印西市文化ホール事業基金は運用しないことから、本規則について廃止するものでございます。

説明は以上でございます。

職務代理者  
各委員

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

職務代理者	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第6号について採決をします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第6号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
各 委 員	異議なし
職務代理者	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。</p>
(議案第7号)	
職務代理者	<p>日程第11 議案第7号 印西市青少年問題協議会委員の任命についてを議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>生涯学習課長。</p>
生涯学習課長	<p>議案第7号 印西市青少年問題協議会委員の任命について。</p> <p>印西市青少年問題協議会委員を地方青少年問題協議会法第3条及び印西市青少年問題協議会条例第3条の規定により、次のように任命するよう市長に申し入れる。</p> <p>令和5年3月23日提出。</p> <p>印西市教育委員会教育長、大木 弘。</p> <p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>本案につきましては、印西市青少年問題協議会委員の任命期間満了に伴い、新たに委員を任命するよう市長に申し入れるものです。</p> <p>今回任命するよう申し入れる方は、関係行政機関の職員として大木弘教育長、学識経験者として、印西地区保護司会より宮嶋貴男さん、女性の会より齋藤郁世さん、青少年相談員連絡協議会より齋藤誠一さん、民生委員児童委員協議会より渡邊和子さんです。</p> <p>2番委員、3番委員、5番委員は新規委員の方で、4番委員の齋藤さんは再任となります。</p> <p>任期につきましては、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間です。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
職務代理者	これから質疑を行います。質疑はありますか。
各 委 員	なし
職務代理者	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第7号について採決をします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第7号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
各 委 員	異議なし
職務代理者	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。</p>
(議案第8号)	

職務代理者	<p>日程第12 議案第8号 印西市立小学校及び中学校の学校医の委嘱についてを議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>指導課長。</p>
指導課長	<p>議案第8号 印西市立小学校及び中学校の学校医の委嘱について。</p> <p>印西市立小学校及び中学校の学校医を次のとおり委嘱する。</p> <p>令和5年3月23日提出。</p> <p>印西市教育委員会教育長、大木 弘。</p> <p>ご説明いたします。</p> <p>これは児童生徒数の増減により、耳鼻咽喉科の学校医の担当校を組み替えたことにより、小町太郎医師を学校医として委嘱するものでございます。</p> <p>任期は令和5年4月1日から令和6年3月31日まででございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
職務代理者 各委員 職務代理者	<p>これから質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>なし</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第8号について採決をします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第8号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
各委員 職務代理者	<p>異議なし</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。</p>
(議案第9号) 職務代理者	<p>日程第13 議案第9号 印西市立小学校及び中学校の学校薬剤師の委嘱についてを議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>指導課長。</p>
指導課長	<p>議案第9号 印西市立小学校及び中学校の学校薬剤師の委嘱について。</p> <p>印西市立小学校及び中学校の学校薬剤師を次のとおり委嘱する。</p> <p>令和5年3月23日提出。</p> <p>印西市教育委員会教育長、大木 弘。</p> <p>ご説明いたします。</p> <p>船穂小学校、滝野小学校、滝野中学校を担当されていた薬剤師の体調不良による退任に伴いまして、印西市学校薬剤師会の推薦を受け、けやき薬局にお勤めの河北訓幸さんを船穂小学校の学校薬剤師に、また、アサヒ薬局印西店にお勤めの村上綾子さんを滝野小学校と滝野中学校の学校薬剤師に委嘱するものでございます。</p> <p>任期は令和5年4月1日から令和6年3月31日まででございます。</p>

職務代理者  
各委員  
職務代理者

説明は以上でございます。  
これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
なし  
質疑なしと認めます。  
議案第9号について採決をします。  
お諮りいたします。  
議案第9号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
異議なし  
異議なしと認めます。  
したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

各委員  
職務代理者

(議案第10号)  
職務代理者

日程第14 議案第10号 印西市社会教育委員の委嘱についてを議題と  
します。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第10号 印西市社会教育委員の委嘱について。

印西市社会教育委員を社会教育法第15条第2項並びに印西市社会教育  
委員条例第3条及び第4条の規定により、次のとおり委嘱する。

令和5年3月23日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

それでは、ご説明いたします。

本案につきましては、印西市社会教育委員の委嘱期間満了に伴い、新  
たに委員を委嘱するものでございます。今回、委嘱する方は、学識経験  
者として菊地愛子さん、河村剛光さん、松崎比呂美さん、石川久美子さ  
ん、押田正雄さん、馬場みどりさん、松山徹さん、高橋克さん、箱崎美  
貴さん、浅倉美博さん、家庭教育関係者として小島洋子さん、社会教育  
関係者として、女性の会からの推薦の片倉恵美子さん、青少年相談員連  
絡協議会からの推薦の小林康子さん、印西市芸術文化協会からの推薦の  
横田哲郎さん、市民公募により山本信秀さん、青井眞吾さんの16名で  
す。

10番委員の浅倉さん、11番委員の小島さん、12番委員の片倉さん、14  
番委員の横田さん、15番委員の山本さん、16番委員の青井さんが新規委  
員の方で、そのほか10名の方は再任でございます。

新規委員のうち、10番の浅倉さんは元印西市職員で生涯学習課と公民  
館に勤務した実績があり、11番の小島さんは、長年、市内を中心に教職  
員を務められ、家庭教育指導員としての経験もでございます。

任期につきましては、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間  
です。

説明は以上でございます。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

各 委 員  
職 務 代 理 者

なし  
質疑なしと認めます。  
議案第10号について採決をします。  
お諮りいたします。  
議案第10号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員  
職 務 代 理 者

異議なし  
異議なしと認めます。  
したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

(議案第11号)  
職 務 代 理 者

日程第15 議案第11号 印西市公民館運営審議会委員の委嘱について  
を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第11号 印西市公民館運営審議会委員の委嘱について。

印西市公民館運営審議会委員を社会教育法第30条並びに印西市立公民館の設置及び管理に関する条例第12条第2項の規定により、次のとおり委嘱する。

令和5年3月23日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

それでは、ご説明いたします。

本案につきましては、印西市公民館運営審議会委員の委嘱期間満了に伴い、新たに委員を委嘱するものでございます。

今回委嘱する方は、社会教育関係者として、佃正男さん、油原紀子さん、嘉藤弘子さん、富井康夫さん、松山悦子さん、矢野忠行さん、畑中由美子さん、豊田文子さん、家庭教育関係者として、長尾さおりさん、美馬光美さん、学識経験者として、常光康介さん、中嶋加奈江さん、市民公募として、白井豊さん、小泉雅由さんの14名の方です。

2番委員の油原さん、5番委員の松山さん、6番委員の矢野さん、7番委員の畑中さん、14番委員の小泉さんの5名は新規に委嘱する方で、そのほか9名の方は再任でございます。

新規委員のうち、2番の油原さんは小林公民館、5番の松山さんは本埜公民館、6番の矢野さんは中央駅前地域交流館それぞれの利用者代表であり、各施設の利用団体連合会からの推薦でございます。7番の畑中さんは青少年相談員連絡協議会からの推薦でございます。14番の小泉さんは市民公募委員でございます。

任期につきましては、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間でございます。

説明は以上でございます。

職 務 代 理 者  
各 委 員

これから質疑を行います。質疑はありますか。  
なし

職務代理者

質疑なしと認めます。  
議案第11号について採決をします。  
お諮りいたします。  
議案第11号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

各 委 員

異議なし

職務代理者

異議なしと認めます。  
したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

(議案第12号)

職務代理者

日程第16 議案第12号 印西市文化財審議会委員の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第12号 印西市文化財審議会委員の委嘱について。

印西市文化財審議会委員を印西市文化財保護条例第24条及び第25条の規定により、次のとおり委嘱する。

令和5年3月23日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

それでは、ご説明いたします。

本案につきましては、印西市文化財審議会委員の委嘱期間満了に伴い、新たに委員を委嘱するものでございます。

今回委嘱する方は、一島正真さん、岡崎浩子さん、滋賀秀實さん、酒井弘志さん、高橋克さん、富田瑞樹さん、石井明子さん、外山信司さんの8名でございます。

1番委員の一島委員から7番委員の石井委員は再任でございまして、8番委員の外山委員は新規委員の方でございます。外山委員は長年、教職員を務められた後、現在、千葉市立郷土博物館で研究員として勤務されております。各委員の専門分野につきましては、備考欄のとおりでございます。

任期につきましては、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間でございます。

説明は以上でございます。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありますか。

各 委 員

なし

職務代理者

質疑なしと認めます。

議案第12号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第12号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

異議なし

職務代理者

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

(議案第13号)

職務代理者

日程第17 議案第13号 令和5年度印西市の教育施策について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

教育部長

議案第13号 令和5年度印西市の教育施策について。

令和5年度印西市の教育施策を別紙のとおり定める。

令和5年3月23日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

それでは、ご説明をさせていただきます。

令和5年度印西市の教育施策につきましては、あらかじめ素案を配付させていただいておりますが、改めて議案として委員の皆様にご審議いただくものでございます。

まず表紙をめくっていただきますと、はじめにでございます。

令和5年度は、将来都市像を「住みよさ実感都市 ずっと このまち いんざいで」と定めた、印西市基本構想の実現を進めております。

また、教育委員会では、令和3年度に新たに策定した第2期教育振興基本計画において、引き続き、将来都市像の実現に向けた政策の一つである「子どもたちの未来を育み誰もが心に豊かさをもたらすまちをつくります《子育て・教育・文化》」の推進を図っています。

1ページに、印西市基本構想、教育大綱、教育振興基本計画及び教育施策との関係について示させていただいております。

教育施策の体系につきましては、令和4年度から7年度を計画期間とした第2期印西市教育振興基本計画に基づき策定しており、教育の基本理念としました「だれもが輝き ともにはばたく いんざいの学び」の実現に向け、基本的な3つの方針を掲げております。そして、3つの方針の実現に向け、各分野別に4つの基本目標を柱に各施策を展開していくものでございます。

2ページから5ページにかけましては、4つの基本目標について記載しております。また、参考として第2期教育振興基本計画における基本目標ごとの成果指標を掲載しております。

6ページをお開きください。

印西市の教育施策の体系を示すものでございまして、基本目標ごとに主な取組を記載しております。

7ページから16ページにかけましては、主な取組ごとに令和5年度の事業内容を掲載してございます。令和5年度の第2期印西市教育振興基本計画の基本理念の実現に向けた事業を展開しているものでございます。

説明は以上になります。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

鈴木委員。



鈴木委員

まずはこの素案を拝見させていただきまして、年々進化して充実したものになってきているなという感じがいたしました。また、時代の流れに沿ってICT教育などの充実を図るような流れになってきていることを改めて感じております。

私のほうからは、大きく3ページぐらいにわたっての内容を要望のような形になりますけれども、お話をさせていただきたいと思います。

まず、7ページご覧ください。

7ページの2、教職員研修のところですが、かなり充実した内容を盛り込まれているかと思えます。この中の国際理解教育担当者研修会の開催の中に、やさしい日本語の研修も取り入れてほしいなと思っております。市内に外国にルーツを持つ児童・生徒数が増加傾向にあり、日本語もうまく話せない、文書を理解できない保護者も増えています。やさしい日本語に置き換えた文書づくりに学校が取り組むことで、保護者との理解が深まると考えられます。

実は、去年、一般の教員向けに教育センター主催で研修が実施されていて、この中で学校からのお便り、学級通信などをやさしい日本語に置き換えることで、外国の児童・生徒、そして保護者との意思疎通がかなり図れるのではないかという内容のものでした。国際理解教育は身近にいる外国の方の理解にもつながるかなと思いますので、ぜひ盛り込んでいただけたらと思っています。

職務代理者  
指導課長

指導課長。

ご意見ありがとうございます。

研修を担当している教育センターと相談して進めてまいりたいと考えております。

鈴木委員  
職務代理者  
鈴木委員

続けてよろしいですか。

鈴木委員。

12ページをご覧ください。

1の安全教育の充実ですが、防犯、交通安全、そして防災という3つの観点から安全教育の充実を図っているかと思えます。

最近では、高校に侵入した17歳の少年を、教員が体を張って阻止するという事件がまだ記憶に新しいかと思えます。そういった意味でも、不審者に対しての防犯という部分の教育もぜひ深めていただきたいなと思っています。

それから、防災という部分ですが、地震はもちろん、水害とか火災とか、あらゆる災害を想定した訓練もぜひ取り入れてほしいなと思っています。また、その避難の際に、なぜそうすべきなのかという理由づけも大変必要になってくるのではないかなと考えています。

また、現在、学校教育の現場では、一時避難に関しての対策が主になっているかと思えますけれども、最近もNHKの特集番組で南海トラフ地震が近年中に起きることを想定したドラマが放送されていました。そ

の中で、一時避難だけではなく、その後、どう行動すべきなのかということも念頭に置いた、防災教育に取り組んでいく必要があるのではないかなと思っています。

東日本大震災から12年という時が経ち、一度、ここでもう一つ上の防災教育というものが必要になってくるのではないかなと考えました。特に、中学校における中学生の意識、これはある程度年齢も上になっていきますと、小学生や近隣の大人たちに交じってボランティアのような形でリーダー格になっていく存在になっていくかなと思っています。

そうしたときに、やはり避難場所を考えますと、学校、もしくは学校の体育館ということになるかと思います。小学校の高学年であるとか中学生がリーダー格になって、その場をどういうふうに行動していったらいいのかということに視点を置いた防災教育を、一段上の教育としてされたらどうかなと考えました。

このことについてはいかがでしょうか。

職務代理者  
指導課長

指導課長。

ご意見ありがとうございます。

今現在も不審者、地震、火災等、あらゆる災害を想定した訓練は各学校で行っております。水害につきましても、該当校では行っていますが、いま一度、こちらでも確認してまいりたいと思います。また、さらに防災意識を高める教育を進められるように校長会、教頭会でも話をしてみたいと思います。

職務代理者  
鈴木委員

鈴木委員。

続きまして、13ページをご覧ください、1の文化芸術活動の推進の中の4番目、文化芸術活動を支える人材育成の推進という項目をご覧ください。

これは、大変重要なことではないかなと考えました。伝統的な獅子舞や神楽など、継承者を支援していくことはもちろんですが、昨年のみちなか音楽祭などでも見受けられる市民音楽活動家など、時代を担う若手の人材発掘と育成にぜひ取り組んでいただきたいなと考えます。

伝統的な獅子舞や神楽などの継承者というのは、その地域性というものが必要になってくるかと思いますが、昨年のみちなか音楽祭のような市民活動のものに関しますと、これは場所やその方々の学校などのエリアにとらわれず、いろいろな方々が参加できる大きなイベントになりつつあります。これは、ぜひ若手の方々、時代を担う若い方々の参加を積極的に促がせるような形で支援していただけたらなと考えました。ご意見いかがでしょうか。

職務代理者  
生涯学習課長

生涯学習課長。

貴重なご意見ありがとうございます。

第2回みちなか音楽祭につきましては、令和5年5月14日日曜日に実施予定でございます。現在のところ、67団体、354人の方の参加申込みが

ございます。当該イベントにつきましては、参加者も運営に携わる手づくりイベントで、市民による音楽の発表及び鑑賞の機会をつくり、市の文化芸術活動のさらなる発展及び地域の活性化を図るため、本年度初めて実施したものでございます。

第2回目につきましても、実行委員会の方と一緒に無事に開催できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

職務代理者

ほかに質疑ありませんか。

栃尾委員。

栃尾委員

私から手短に一言。来年度の教育施策の案、見させていただきまして、施策に関わる皆さんが何のために存在して何をやっているのか示す大事なものだなというふうに私は思っております。

皆さんの良いときも悪いときも含めて、働きぶりをしっかりと委員として見届けたいなと思っておりますので、令和5年度も引き続き、しっかり頑張っていたいただきたいなと思っております。

以上です。

職務代理者

ほかに質疑ありませんか。

各委員

なし

職務代理者

これで質疑を終わります。

議案第13号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第13号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし

職務代理者

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

(議案第14号)

職務代理者

日程第18 議案第14号 印西市立中学校の学校歯科医の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

指導課長

議案第14号 印西市立中学校の学校歯科医の委嘱について。

印西市立中学校の学校歯科医を次のとおり委嘱する。

令和5年3月23日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

ご説明いたします。

木川中学校の歯科検診をこれまで1名で担当しておりましたが、生徒数の増加により印旛郡市歯科医師会の推薦を受け、のぎき歯科クリニックの野崎健太郎医師を学校歯科医として追加委嘱するものでございます。

任期は、令和5年4月1日から令和6年3月31日まででございます。

職務代理人  
各委員  
職務代理人

説明は以上でございます。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第14号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第14号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員  
職務代理人

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

(その他)  
職務代理人

日程第19 その他について、何かございますか。

学務課長。

学務課長

それでは、学務課から3点ございます。

まず1点目でございますが、印西市児童及び生徒通学費補助金交付要綱の制定についてでございます。資料をご覧ください。

本要綱の制定の要旨でございますが、安全な通学手段の確保を目的として児童及び生徒の一般乗合旅客自動車の利用に要する経済的な負担を軽減し、その利用を促進するため、一般乗合旅客自動車の定期乗車券の購入費を補助するものでございます。

次に、条文の内容でございますが、第1条はこの要綱の趣旨について規定するもの、第2条は、用語の定義について規定するもの、第3条は、補助対象となる者について規定するもの、第4条は、補助の対象となる経費について規定するもの、第5条は、補助金の額について規定するもの、第6条は、この要綱を適用しない場合について規定するもの、第7条は、補助の申請について規定するもの、第8条は、実績報告について規定するもの、第9条は、補助金の交付の請求について規定するもの、第10条は、この要綱に定めるもののほか必要な事項の委任について規定するものでございます。

施行期日等につきましては、施行期日は令和5年4月1日、失効についてですが、この告示は令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前にこの告示の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例によるものといたします。

説明は以上でございます。

続いて、印西市立小学校及び中学校修学旅行費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定についてでございます。お手元の資料をご覧ください。

まず、改正の要旨でございますが、附則第2項中の「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改めるものでございます。

改正の理由ですが、学校教育に係る保護者の負担軽減を図るととも

に、学校教育の充実に資するため、令和5年度以降においても引き続き印西市立小学校及び中学校が実施する修学旅行に際し、保護者が負担する経費の一部に対する補助を継続する必要があることから、失効期日を延長するものでございます。

施行期日は令和5年4月1日でございます。

説明は以上です。

続きまして、令和5年度小・中学校及び幼稚園の入学式・入園式の日程と出席者についてでございますが、資料の一覧のとおりでございます。

委員の皆様にもご出席をお願いいたします。受付時間もご確認いただきたいと思っております。都合の合わない場合などございましたら、学務課へご連絡いただければと存じます。

なお、年度末の人事異動により出席者の変更がある場合は、改めて調整いたします。また、教育委員会告辞につきましては、卒業式と同様に新型コロナウイルス感染症対策として時間短縮のため、入学式につきましても登壇、読み上げは行わず、教育委員会からお祝いのメッセージを書面で配布することといたしますのでご了承いただきたいと思います。

学務課からは以上です。

以上について質疑はありますか。

なし

ほかに何かございますか。

学校給食課長。

学校給食課でございます。

私の方からは、学校給食の食材価格上昇分への公費負担の実施について(お知らせ)につきましてご説明をさせていただきます。

お手元の資料をご覧ください。

令和5年2月21日開催の第2回教育委員会定例会でご報告いたしました印西市学校給食センター運営委員会からの諮問結果に基づきまして、その後、市長と令和5年度の学校給食費の在り方について協議を進めてまいりました。

運営委員会からの答申の内容は、資料の中段以降に記載をしておりますが、コロナ禍前、令和2年度時点の学校給食費の額について様々な算定方法を用いて検証した結果、総務省の公表する食料の消費者物価指数及び県内自治体の学校給食費平均額の上昇率(7.9%)から算出いたしました小学校1食当たり271円、月額4,680円、中学校1食当たり323円、月額5,580円が妥当との結論に至りました。

また、併せまして、本来であればこの額に学校給食費を速やかに改定し、児童・生徒の保護者に負担を求めるところですが、昨今の急激な物価高騰は市民生活全般に大きな影響を及ぼしており、学校給食費においても保護者の経済的負担増加への配慮が必要な時期と考え、学校給

職務代理人  
各委員  
職務代理人  
  
学校給食課長

食費の改定については市として適切な時期を見計らって実施することとし、安定した給食を提供し続けるために、当面の間は公費負担を含めて適切に対応いただきたい旨の附帯意見をいただいているところでございます。

市長と協議を進めた結果、この答申の附帯意見を重く受け止め、令和5年度の学校給食費についてはコロナ禍前の物価高騰分、コロナ禍以降の急激な物価高騰分ともに公費負担措置を実施し対応することといたしました。

なお、こちらのお知らせにつきましては、学校を通じて保護者へ周知するためのチラシでございまして、令和5年4月にデジタル連絡ツール「スクリレ」による配信や、紙での配布を予定しております。

まず、チラシの上段部分には、本市の学校給食費が平成26年4月の改定を最後に、その後見直しを行っていないこと、平成26年4月から令和5年1月までの間に食料の消費者物価指数が17.4%上昇していること、児童・生徒の保護者の経済的な負担軽減を図るため、令和5年度は平成26年4月から令和2年までの物価高騰分、令和2年以降の急激な物価高騰分ともに公費負担措置を実施することなどを記載しております。

また、中段の図では、令和5年度の公費負担のイメージといたしまして、ピンク色の①が令和2年以降の急激な物価高騰分として小学校1食当たりプラス12円、中学校が1食当たりプラス15円を、また水色の②でございしますが、令和2年までの物価高騰分といたしまして、小学校が1食当たりプラス4円、中学校が1食当たりプラス26円を公費負担する旨の内容を記載しております。

その下には、先ほどご説明いたしました運営委員会からの答申の概要を、一番下には今後の学校給食費の在り方といたしまして、令和6年度以降の学校給食費の在り方については、今後も引き続き、検討を進めていく旨を記載しております。この対応によりまして、令和5年度は児童・生徒の保護者の給食費負担を増やすことなく、安定した給食の提供に引き続き努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

職務代理者  
各委員  
職務代理者

この件について質疑はございませんか。

なし

それでは、ほかに何かございませんか。

生涯学習課長。

生涯学習課長

生涯学習課からはその他の報告4点ほどございます。

まず1点目ですが、印西市文化ホール運営会議に関する要綱の一部を改正する告示の制定についてでございます。お手元の資料をご覧ください。

印西市文化ホール運営会議に関する要綱の一部改正でございますが、令和5年4月1日より印西市文化ホールの管理運営が指定管理者となるこ

とから、印西市文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の施行に伴い、条番号を整理し、運営会議の庶務を生涯学習課で行うため改正するものでございます。

この要綱は令和5年4月1日から施行いたします。

続きまして、2点目でございますが、印西市文化ホール防犯カメラの設置及び管理運用規程の一部を改正する告示の制定についてでございます。お手元の資料をご覧ください。

印西市文化ホール防犯カメラの設置及び管理運用規程の一部改正でございますが、令和5年4月1日より印西市文化ホールの管理運営は指定管理者となるため、指定管理者に運用責任者及び画像検索者を行わせることができるよう改正をいたしました。また、適用する法令の改正及び押印の見直しの改正も行っております。

この告示は令和5年4月1日から施行いたします。

続きまして、3点目でございますが、印西市立図書館防犯カメラの設置及び管理運用規程の一部を改正する告示の制定についてでございます。お手元の資料をご覧ください。

印西市立図書館防犯カメラの設置及び管理運用規程の一部改正でございますが、適用する法令の改正及び押印の見直しに伴うものでございます。

この告示につきましては、令和5年4月1日から施行いたします。

最後4点目でございますが、令和5年度の無形民俗文化財公開の予定でございます。資料をご覧ください。

委員の皆様にはお忙しいところ大変申し訳ございませんが、ご出席のほどよろしくお願いいたします。4月16日日曜日の八幡神社の獅子舞につきましては、公開事業は実施せず保存会のみで開催するとの連絡がございました。

説明は以上でございます。

この件について質疑はございませんか。

なし

それでは、その他を終わります。

進行を一度、教育長にお戻しします。よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

それでは、事務局のほうから次回教育委員会の開催日等について連絡があります。

教育総務課長申し上げます。

それでは、次回、令和5年第4回印西市教育委員会定例会は4月20日木曜日午後2時から、こちら41会議室で行う予定でございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

職務代理人  
各委員  
職務代理人  
  
教育長

教育総務課長

(会議の非公開)

教 育 長        それでは、全て終わりましたので、これから非公開とした議題の審議を開始いたします。

                  それでは、再度、寺田教育長職務代理者、議事進行をお願いいたします。

                  〔非公開により省略〕

職 務 代 理 者        それでは、私の議事進行役はこれで終了し、進行を教育長にお戻しします。よろしく願いいたします。

教 育 長                ありがとうございます。

(閉議の宣告)

教 育 長                それでは、以上で本日の日程が全て終了いたしましたので、会議を閉じさせていただきます。大変お疲れさまでした。

(閉会の宣告)

教 育 長                令和5年第3回印西市教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

(14時42分)



印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年3月23日

教 育 長	大 木	弘
署 名 委 員	栃 尾	知 子